○西ノ島町総合振興計画策定審議会設置条例

令和6年3月15日 条例第5号

(設置)

第1条 西ノ島町が第6次西ノ島町総合振興計画(以下「計画」という。)を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、西ノ島町総合振興計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、西ノ島町の計画に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 町議会の推薦する町議会議員
- (2) 行政委員会の推薦する委員
- (3) 各種団体の推薦する者
- (4) 公募による者
- (5)前3号に掲げる者のほか町長が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、審議会の答申の終了までとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。

(報酬及び費用弁償)

- 第7条 委員に報酬及び費用弁償を支給する。
- 2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例(昭和42年西ノ島町条例第21号)の定めるところによ る。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、計画担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に 定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (条例の廃止)
- 2 この条例は、令和7年3月31日をもって、廃止する。